福島県本部　指定野菜価格安定対策事業に係る事務取扱要領

全国農業協同組合連合会福島県本部（以下「本会」という。）が独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の登録出荷団体として行う指定野菜価格安定対策事業に係る事務取扱は、この要領により行う。

この要領に定めるほかは、機構の業務方法書に準ずるものとする。

1. 登録出荷団体と農業協同組合（以下「組合」という。）の委託本会は、組合に対し、組合が本会に納入する交付予約に伴う資金造成に要する負担金（以下「負担金」という。）を生産者から徴収する場合の事務及び本会が組合に交付した価格差補給交付金（以下「補給金」という。）を生産者に交付する事務を委託するものとし、組合は委託を受けた事務が適切に実施されていることについて、本会の求めにより報告するものとする。

2. 交付対象野菜

この事業による補給金の対象となる野菜は、次の要件のすべてを満たしているものとする。

（1）野菜指定産地の区域内で生産された指定野菜であること。

（2）福島県標準出荷規格に適合するものであること。

（3）組合が生産者より委託を受け、本会に再委託して出荷されたものであること。

（4）機構が補給金の交付対象とした月・旬（以下「交付対象旬」という。）に販売されたものであること。

（5）機構が補給金の交付対象とした対象市場群（以下「交付対象市場群」という。）に出荷されたものであること。

（6）組合が本会に対し補給金の交付予約を行い、負担金を納入したものであること。

3. 補給金の交付予約

補給金の交付を受けようとする組合は、あらかじめ様式１に野菜価格安定対策事業の推進について（令和５年４月 25 日付け４農産第 4453 号-1 農林水産省農産局長通知)第３に定める「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート」(以下「チェックシート」という。）を添付し本会に対し業務区分ごとに交付予約の申込を、本会が定めた期日までに行うものとする。

チェックシートは別記のとおりとする。

（1）本会は、機構に対して過去の実績及び供給計画等を考慮し、県と協議のうえ、業務区分ごとに交付予約の申込みを行う。

（2）本会は、機構が交付予約数量の申込を承諾したときは、遅滞なく過去の実績、出荷計画及び交付予約申込数量等を勘案し交付予約数量を定め、その旨を当該組合に対し通知する。

（3）組合は、交付予約数量に応じた負担金を本会の請求により納入するものとする。

※チェックシートを提出する者のうち、GAP 認証を取得している相当規模生産者は、みどりの食料システム戦略の趣旨を理解した上で、野菜を含む分野を対象とする GAP 認証書等の写しを提出することによりチェックシートの提出を省略することができる。対象となる GAP 認証は、以下のとおりとする。

・JGAP

・ASIAGAP

・GLOBALG.A.P.

・国際水準 GAP ガイドラインに準拠し、農業者の取組状況を確認する体制を有する都道府県 GAP

4．産地区分ごとの補給金の配分

（1）組合ごとの補給金の配分は次ぎによる。

①．配分基礎数量

組合ごとの配分基礎数量は、交付対象旬の出荷数量若しくは旬別按分予約数量（対象出荷期間の総出荷数量が交付予約数量を上回る場合は、交付予約数量を旬別出荷数量で按分して得た数量）のいずれか小さい数量とする。

②．交付対象数量

組合ごとの交付対象数量は、本会の交付対象数量と組合ごとの配分基礎数量の合計との関係に応じて、別に定めるところにより算定する。

③．交付単価

交付単価は、本会の補給金を本会の交付対象数量で除して得た額とする。

④．配分額

配分額は、組合ごとの交付対象数量に交付単価を乗じて得た額とする。

（2）組合間共同出荷を実施しているグループについての配分

①．組合ごとに交付予約を行っている場合

組合ごとの出荷数量を確認して、組合ごとに配分する。

②．代表組合またはグループで交付予約を行っている場合

1 組合とみなして配分をし、組合ごとの配分はグループが行う。

5．補給金の交付

本会は、機構から補給金の交付を受けたときは、遅滞なくその全額を組合に配分し、様式 2 により通知のうえ交付する。

6．負担金の管理

（1）組合から徴収した負担金は事業預かり金とし、組合ごとの持分を明確にして管理する。

（2）機構に納入した負担金及び公益社団法人福島県青果物価格補償協会（以下「協会」という。）の特別積立金へ繰り入れ納入した場合は事業預け金として管理する。
（3）機構及び協会から特別業務資金の資金繰入の通知があったときは、繰入相当額を業務区分ごとに組合に配分する。
（4）機構から納入負担金の取り崩しの通知があったとき及び協会より特別積立金の取崩しの通知があったときは、事業預け金の取り崩しを行うと共に取崩相当額を業務区分ごとに組合に配分し、事業預かり金の取り崩しを行う。
（5）取崩額が事業預かり金を上回るときは、不足額を当該組合から、別途徴収する。
（6）既納入負担金が必要資金造成額を上回るときは、上回る額を当該組合に返戻する。

7．組合における補給金の取扱
（1）組合は、補給金の配分・交付に関する基準を、福島県農業協同組合中央会の青果物価格安定事業に係る業務取扱要領例に準じて制定し、この基準に基づいて取扱わなければならない。なお、組合は、基準を制定・変更を行った場合は、生産者に周知するものとし、本会には届け出るものとする。
（2）組合は、生産者に補給金を交付したときは、遅滞なく様式 3 により本会に交付結果を報告するものとする。

8．計算事務等の委託
（1）本会は、協会に出荷情報の提供を行い、補給金の交付に係る計算事務等については委託して行うものとする。
（2）本会は、交付予約組合より、協会の健全な運営を確保することを目的とした特別積立金への造成申込みがあったときは、配分した特別業務資金を原資に協会へ繰り入れ納入することができる。その場合、当該組合に通知しなければならない。

9．その他
この事業に係る経理は、他と明確に区分しておくとともに、関係書類は補給金の交付完了後5年間保存しておくものとする。

附　　則

（制定・改廃）

この要領の制定・改廃は、園芸部長が決定する。

（疑義解明）

この要領の解釈その他の疑義は、園芸課長が決定する。

（施行期日）

この要領は、平成15年 4月 1日より施行する。

附　　則　（ 抄 ）

（改定期日）

この要領の改定は、令和８年４月１日より施行する。

【 別 紙 】

交 付 予 約 の 申 込 期 日

区分	野菜の種別	対象出荷期間	申込期日（減少・解約期日）
（二月）申込区分	冬春きゅうり	0501～0630	12月20日　（12月20日）
	冬春トマト	0501～0630	
	冬春トマト（ミニ）	0501～0630	
	夏秋ピーマン	0516～0731	
	夏秋ピーマン	0801～1031	
	ほうれんそう	0401～0630	
	春ブロッコリー	0401～0615	
	夏秋ブロッコリー	0601～0731	
	たまねぎ	0501～0630	
	たまねぎ	0701～1031	
区分	野菜の種別	対象出荷期間	申込期日（減少・解約期日）
（五月）申込区分	夏秋きゅうり	0701～0930	02月20日　（02月20日）
	夏秋きゅうり	1001～1130	
	夏秋トマト	0701～0930	
	夏秋トマト（ミニ）	0701～0930	
	夏秋トマト	1001～1130	
	夏秋トマト（ミニ）	1001～1130	
	夏秋なす	0701～0930	
	夏秋なす	1001～1130	
	ほうれんそう	0701～0930	
	夏秋ブロッコリー	0801～0930	
	夏秋ブロッコリー	1001～1115	
区分	野菜の種別	対象出荷期間	申込期日（減少・解約期日）
（八月）申込区分	冬春きゅうり	1121～1231	05月31日　（05月31日）
	冬春きゅうり	0101～02末	
	冬春きゅうり	0301～0430	
	秋冬だいこん	1001～1231	
	秋冬だいこん	0101～0331	
	冬春トマト	1121～1231	
	冬春トマト（ミニ）	1121～1231	
	冬春トマト	0101～02末	
	冬春トマト（ミニ）	0101～02末	
	冬春トマト	0301～0430	
	冬春トマト（ミニ）	0301～0430	
	秋冬ねぎ	1001～1231	
	秋冬ねぎ	0101～0331	
	ほうれんそう	1001～1231	
	ほうれんそう	0101～0331	

【別記様式第１号】

○年度　指定野菜価格安定対策事業に係る価格差補給金の交付予約申込書

（文書番号）
○○年○○月○○日

ＪＡ全農福島
県本部長　　様

（出荷団体名）
（代 表 者 名）　　印

貴会の要領を承知の上、下記のとおり指定野菜価格安定対策事業の交付予約の申込みをします。
なお、負担金は、貴会の請求に基づきただちに支払います。

記

対象野菜別交付予約数量等・・別紙のとおり

単位：ｔ

業務区分		交付予約数量		
対象品目	対象出荷期間	対象市場群	申込数量	生産者人数（人）

別記様式１号

「みどりチェック」チェックシート（出荷団体向け）

注：チェックシート導入初年度においては、前年度実施状況報告時欄への記載は不要

事業年度			
組織名			
代表者氏名		↓該当する欄に○	
住所		前年度実施状況報告時実施しました	
連絡先		当年度申請時実施します	

解説書

・交付予約申込時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。

・実施状況報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。

・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

チェック	**（１）野菜の生産に当たり、共同出荷組織等からの営農指導や栽培マニュアル等に即し、生産者が以下の取組を実施**
□	**①適切な施肥**
	・肥料の適正な保管
	・肥料の使用状況等の記録・保存に努める
	・作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
	・有機物の適正な施用による土づくりを検討
	②適正な防除・生物多様性への悪影響の防止
	・病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
	・病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
	・多様な防除方法（防除資材・使用方法）を活用した防除を検討
	・農薬の適正な使用・保管
	・農薬の使用状況等の記録・保存
	③エネルギーの節減
	・省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	④悪臭及び害虫の発生防止
	・悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	⑤廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
	・プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
	⑥農作業の安全対策の実施
	・正しい知識に基づく作業安全に努める
□	**（２）団体・生産者において、環境関係法令の遵守及びみどりの食料システム戦略の理解をすること**
	・みどりの食料システム戦略に係るパンフレット・チェックシート解説書等を読み、基本的な取り組み内容を理解
	・環境関係法令の遵守

関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

・　本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。

・　記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→　□

別記様式１号

「みどりチェック」チェックシート（生産者向け）

注：チェックシート導入初年度においては、前年度実施状況報告時欄への記載は不要

事業年度			
組織名			
代表者氏名		↓該当する欄に○	
住所		前年度実施状況報告時実施しました	
連絡先		当年度申請時実施します	

解説書

・交付予約申込時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。

・実施状況報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。

・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

チェック		
	環境関係法令の遵守等	
□	①	みどりの食料システム戦略の理解
□	②	関係法令の遵守
□	③	正しい知識に基づく作業安全に努める
	適正な施肥	
□	④	肥料の適正な保管
□	⑤	肥料の使用状況等の記録・保存に努める
□	⑥	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
□	⑦	有機物の適正な施用による土づくりを検討
	適正な防除・生物多様性への悪影響の防止	
□	⑧	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
□	⑨	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
□	⑩	多様な防除方法（防除資材・使用方法）を活用した防除を検討
□	⑪	農薬の適正な使用・保管
□	⑫	農薬の使用状況等の記録・保存
	エネルギーの節減	
□	⑬	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	悪臭及び害虫の発生防止	
□	⑭	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
□	⑮	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

・　本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。

・　記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→　□

【別記様式第２号】

指定野菜価格安定対策事業に係る
価格差補給金の交付通知書

（文書番号）
〇〇年〇〇月〇〇日

ＪＡ
代表理事組合長　　様

ＪＡ全農福島
県本部長　　印

このことにつきまして、下記のとおり交付しますので通知いたします。
なお、速やかに生産者に交付のうえ、その結果について別添用紙によりご報告ください。

記

１．交付金額　　円
（内訳）

交付対象			交付対象数量（kg）	交付単価（円）	交付金額（円）	取崩額（円）	交付対象数量算定方法
品　目	市　場	月　旬					

２．送金年月日　　〇〇年〇〇月〇〇日
３．今般の交付に伴う負担金の取崩額は１の内訳のとおりです。
４．生産者に対する交付報告用紙　　別添のとおり
５．報告書の提出期限　　〇〇年〇〇月〇〇日

【別記様式第３号】

指定野菜価格安定対策事業に係る
価格差補給金の交付結果報告書

（文書番号）
〇〇年〇〇月〇〇日

ＪＡ全農福島
県本部長　　様

（出荷団体名）
（代 表 者 名）　　印

このことについて、下記のとおり交付したので報告します。

記

１．業 務 区 分
（１）対 象 品 目
（２）対 象 市 場 群
（３）対象出荷期間　〇〇年〇〇月〇〇日　～　〇〇年〇〇月〇〇日
２．補給金の受領額　　円
３．交付した金額　　円
注：交付した金額は、負担金を取崩す前の金額を記入してください。
（別紙「交付金明細表」の交付金額①の合計金額となります）

（内訳）

交付対象			交付金額等		交付単価
市　場	月	旬	数　量（kg）	金　額（円）	（円．銭）

４．交付した生産者数　　人
５．交付年月日　〇〇年〇〇月〇〇日
６．生産者別交付明細　別紙のとおり

【 別 紙 】

生 産 者 別 交 付 額 明 細 表

単位：円

生 産 者 名	交 付 金 交 付 明 細 書		
	交 付 金 額 ①	取 崩 額 （立替額）②	差引交付金額 ③